

令和6年度「職員に優しい、やる気の出る介護現場づくりモデル事業」事業提案公募要領

1 事業の概要

介護事業者等が実施する介護従事者の処遇や労働環境の改善につながる職員に優しい、やる気の出る介護現場づくりに資するモデル事業の提案を公募・選定し、実施に要する経費を補助する。

2 公募する事業、補助対象経費

岡山県地域医療介護総合確保基金事業（管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業等分）実施要綱（以下「実施要綱」という。）第4条（1）、（2）、（3）、（5）、（6）、（8）の対象事業及び補助対象経費とする。

3 補助対象者

岡山県内において介護施設等を経営する事業者（介護保険法に基づく全サービスを対象とする。）及び老人クラブや町内会等の高齢者が中心となる団体（以下「老人クラブ等」という。）

※老人クラブ等については、実施要綱第4条（6）の事業についてのみ対象

4 補助率及び補助基本額

別表のとおり

5 応募方法

別紙1の事業計画書（対象事業別）を作成し添付書類とあわせ、岡山県子ども・福祉部長寿社会課までメール又は郵送により提出する。

なお、応募多数の場合は6の（2）により選定するため、あらかじめ法人内で優先順位を決め、別紙2の優先順位表を作成すること。

6 事業選定

提出のあった事業計画書を審査し、適当と認めた事業について選定する。県の予算額を超える申請があった場合には、以下の（1）～（3）の順に絞り込みを行い、予算の範囲内で補助対象事業者を決定する。

（1）過去に同一法人の同種の事業所で同一事業の採択を受けていない事業所を優先する。

※同一事業とは、岡山県実施要綱第4条の対象事業の区分のこと。

（2）1法人あたりの事業数や事業所数に上限を設ける。

（3）「介護サービス情報公表システム」における事業所の運営状況の評価、計画書の内容

を考慮する。

7 選定結果

選定の結果は、提案事業者に通知する。

審査の結果、不採択となる場合や、計画の変更を求める場合がある。

8 公募期間

令和6年10月8日（火）～令和6年11月8日（金）（必着）

9 補助金の交付手続等

①補助金の交付申請

6により選定の通知を受けた補助対象者は、事業の開始前に、岡山県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（介護従事者の確保に関する事業分）交付要綱（以下「交付要綱」という。）第3条に定める補助金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添付し提出する。

なお、事業の着手は、採択通知を受けた後とすること。

②補助金の実績報告

事業が完了した場合は、交付要綱第7条に定める補助金実績報告書（様式第5号）に、必要書類を添付し提出する。

③補助金の請求

交付要綱第8条に定める補助金の額の確定の通知を受けた後、交付要綱第9条に定める請求書（様式第6号）を提出する。

10 その他

この事業については、本公募要領のほか、実施要綱及び交付要綱の定めるところにより実施すること。

なお、この補助事業は令和6年度内に全ての手続を完了することが必要となるので留意すること。

11 問合せ、提出先

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6

岡山県子ども・福祉部長寿社会課長寿社会企画班担当

「職員に優しい、やる気の出る介護現場づくりモデル事業」担当：石部

TEL：086-226-7326

E-maie：choju-kikaku@pref.okayama.lg.jp

別表

対象事業及び補助対象経費	補助率	補助基本額 (上限額)
○外部コンサルティングによる雇用管理改善促進事業 介護従事者の給与制度や休暇・休職制度などの雇用管理改善の取組に要するコンサルティング経費（外部の専門家等への委託料）	1/2	1法人当たり1,000千円
○ICTを活用したシステム環境改善の研究支援事業 介護従事者の事務負担を軽減するため、ICT（情報通信技術）を活用した施設内のシステム環境改善を研究するための経費（システム環境改善に係る専門業者のコンサルティング料（委託料）、先進的な施設を視察するための旅費（公共交通機関を利用した場合のみで、会場まで効率的な経路で、安価な運賃等の額とする。宿泊料は対象としない。）、介護従事者に対するシステムの活用方法に関する専門業者等の指導料、その他事業の遂行のため必要と認められる経費（備品（単価30千円以上の物品）購入費、食糧費は対象としない。））	1/2	1事業所当たり1,000千円
○福祉用具開発支援事業 将来商品化されることが期待できる福祉用具を開発する企業と連携を図り、介護従事者の負担軽減につながる福祉用具の試作品の製作・実証を行うことに要する経費（備品（単価30千円以上の物品）購入費、食糧費は対象としない。）	1/2	1事業所当たり1,000千円
○施設内保育施設運営支援事業 子育て期間中の介護従業者が働きやすいよう介護施設内で保育施設等を運営するために要する経費（介護事業者が経営する事業所内に設けた保育施設を運営するために必要となる賃金・謝礼等の人件費と保育対象者のため購入する消耗品費（備品（単価30千円以上の物品）購入費、食糧費は補助対象経費とはしない。）とする。補助対象とする事業の実施期間は、県が補助金の交付を決定した日から、補助金の交付を決定した日の属する年度の2月末までとする。）	1/2	1事業所当たり1,000千円
○地域の元気な高齢者による介護従事者応援事業 介護従事者の負担軽減のため、介護事業者と老人クラブ等が連携して仕組みを作り行う、次に掲げる業務を有償ボランティア等として行う地域の元気な高齢者等に対する謝礼（1人、1時間当たり支払う謝礼の上限額は300円とする。補助対象とする事業の実施期間は、県が補助金の交付を決定した日から、補助金の交付を決定した日の属する年度の2月末までとする。） ・日中の入所者の見守り、話し相手や散歩同行といった介護援助業務 ・掃除、ベッドメイキング、配膳や汚物回収など介護専門職でなくてもできる雑業務 ・子育て中の介護従事者が養育する乳幼児等を介護施設内で一時預かりを行う業務 ・その他、介護従事者の負担軽減に資する業務	1/2	1事業所当たり500千円
○その他の提案事業 その他、介護従事者の処遇や労働環境の改善につながり、かつ、他の介護施設等の模範となり得ると特に認められる事業を実施するために要する経費（事業の遂行のため必要と認められる経費とする。備品（単価30千円以上の物品）購入費、食糧費は補助対象経費とはしない。）	1/2	1事業所当たり1,000千円

